

2003年2月19日

国民生活審議会消費者政策部会
公益通報者保護制度検討委員会
委員長 松本 恒雄 様

同委員会
委員 神田 敏子
(全国消費者団体連絡会事務局長)

第1回公益通報者保護制度検討委員会にむけての意見

前略 日ごろより大変お世話になっております。

前回に引き続き、残念ながら標記検討委員会に出席することができません。恐縮ですが、以下、意見を申し述べますので、当日、委員ならびに傍聴者の皆様に配布いただき、意見の一つとしてお取扱い下さいます様お願いいたします。

草々

記

1. 制度の基本的枠組みの方向性について

「公益」の範囲を法令違反に限るのではなく、幅広くとらえるようにするという点からは、民事ルールの枠組みを基本にすべきと考えます。ただし、明確な違法行為に関する通報を行った通報者の保護違反については、行政罰も加えることができるようにする制度とできないか検討をお願いします。

2. 「通報」の内容について

現行の法令の範囲を保護すべき公益の範囲とするのは狭すぎます。新しい問題が次々と発生し、法整備が後追いとなるのが現実社会であることから、保護すべき公益の範囲もできる限り幅広くとらえられるように規定した方が望ましいと思います。よって、B案のから までをその範囲とすべきと考えます。

3. 通報の真実性について

ただし書きまで含めたB案で良いと考えます。

4. 通報の誠実性について

通報された情報が公益に資するかどうか問題なのであり、通報者の主観的意図を問題にすべきではないと考えます。民事ルールを基本とする際も、誠実性を通報の要件として規定しないことを求めます。

5. 保護される通報者の範囲について

民事ルールの枠組みにおいても、労働者、元労働者、派遣労働者、取締役、取引関係者のすべてが保護されるよう、規定を工夫すべきと考えます。

6. 通報者の刑事責任

基本的には、免責されるべきと考えます。

なお、今回の議論にあたっては、より幅広い意見をふまえての検討となるよう、21世紀型消費者政策（中間報告）に関して各界より出された意見を提供いただきますよう要望します。

また、私ども全国消費者団体連絡会としての公益通報者保護制度に関する概括的意見は、21世紀型消費者政策（中間報告）への意見において、下記の様に述べておりますので、ご参照ください。

（6）公益通報者保護制度

本来、公益通報者保護制度は、官民共に設けられるべきであり、対象も消費者利益に資するものに限定すべきではありません。今回、審議会の位置付けから消費者利益に関する公益通報者保護制度について検討をすすめるにしても、さらに幅広い公益を対象とした制度の先鞭としての位置付けであり、包括的な制度検討を別途開始するよう当該機関に求めることを明記すべきです。

通報ルートに関しては、内部ルート前置とすべきではありません。企業が内部ルートを設けるインセンティブとなるよう内部前置を求める意見もあります。しかし、外部ルートと併置としても、きちんと機能する内部ルートがあれば、従業員は内部ルート活用を指向するほうが多いと考えられますので、外部ルート併置でも企業の内部ルート整備のインセンティブが働く可能性が強いでしょう。内部前置とした場合には、内部ルートにおいて通報内容が適切に処理されない場合、通報者に非常な困難を強いる結果になってしまいます。

外部ルートを行政機関に限定するようなこともすべきではありません。現在行われている内部告発が、逆に萎縮するような結果を招かないよう具体化にあたって留意すべきです。

以上